

研修生用研修案内

1 自動車の駐車は

- ・定められた「研修生用駐車場（水戸赤十字病院隣り）」に駐車してください。
研修生用駐車場から水戸合同庁舎までは徒歩で10分前後かかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

所在地：水戸市三の丸3丁目9番地（水戸合同庁舎第2職員駐車場の奥）

- ・水戸合同庁舎前の「来客者専用駐車場」に駐車した場合は、移動して頂くこととなりますのでご留意願います。（病気やけが、その他の事情で、研修生用駐車場利用が困難な方は事前にご相談ください。）
- ・例外として、「2階大会議室」で実施する研修（階層別研修のうち、新任課長補佐、新任課長、新任部長等課程）については、合同庁舎前の駐車場利用が認められています。

※ 「2階大会議室」は自治研修所ではなく、水戸合同庁舎の設備であるため、駐車時の利用が認められます。

ただし、満車の場合は、研修生用駐車場となることがあります。

2 入所は

- ・7階エレベーターホールに表示した研修室に遅れないように入室してください。
なお、受講する研修により開講時間が異なりますので、日程表等で確認してください。

3 出席の確認は

- ・毎朝、教室内の出席簿に各自○印を記入してください。

4 教室に入ったときは

- ・出席簿に記入後、資料を一部ずつ取り、確認をお願いします。
 - ・研修日程表
 - ・研修生名簿（変更等があるときは担当者に申し出てください。）
 - ・研修テキスト（レジュメ、資料等）
 - ・研修生アンケート
- ・各市町村等で使用している名札を着用のうえ、開講式、オリエンテーションが始まるまでお待ちください。

5 開講式、オリエンテーションでは

- ・開講式では、階層別研修とその他一部の研修で、研修所長等から挨拶があります。
- ・オリエンテーションでは、研修日程や研修生活について担当者から説明があります。

6 欠席、早退、遅刻のときは

- ・欠席、早退、遅刻のときは、必ず「研修欠席届」を提出してください。提出に当たっては、あらかじめ市町村長の承認を得ることとし、研修担当課を経由して提出してください。
- ・早い時点で出席できないことが判明した場合は、速やかに、各市町村等の研修担当者へ連絡をお願いします。（直前の欠席は、研修によりグループ分けに影響が出たり、また、人数が定数を満たさない場合、成立しなくなってしまう研修がありますのでご協力をお願いします。）

7 所内での服装は

- ・常に良識ある服装をしてください。
なお、5月1日から10月31日は「クールビズ」の期間となりますので、ご協力をお願いします。

8 喫煙等は

- ・水戸合同庁舎敷地内は、禁煙です。
路上喫煙やたばこのポイ捨て等がないようマナー遵守をお願いします。

9 食事、飲み物は

- ・食事は持参するか、地下1階食堂、売店、又は周辺の飲食店等をご利用ください。
なお、地下1階食堂や売店には数に限りがありますので、お早めにご利用くださるようお願いします。
持参される方や売店を利用される方は、7階ラウンジ・研修室内で飲食が可能です。
- ・講義中は、蓋の付いた飲み物は、研修室への持込が可能です。
特に夏季に実施される研修においては、各自水分補給に留意してください。

10 外部からの連絡、伝言は

- ・原則、緊急連絡以外は、取り次ぎしません。
電話等の連絡があったときは、研修室内の連絡事項掲示板にメモを掲示しますので、休憩時及び退所時に必ず見るようにしてください。
また、携帯電話は講義中電源を切るか、マナーモードの設定をお願いします。

11 非常口の確認は

- ・火災に留意し、非常口を確認し、非常の場合に備えてください。
非常階段は、東西2カ所にあります。

12 身体に異常のあるときは

- ・速やかに職員に連絡してください。

13 研修所で利用できる設備等は

- ・コピー機 … 7階事務室に声をかけてください。
- ・パソコン … 7階事務室に申し出てください。台数には限りがあります。

14 研修が終了したときは

- ・研修が終了したときは閉講式を行います。
- ・閉講式までに研修生アンケートに意見等を記入し、担当者に提出してください。
閉講式後、解散となります。
- ・後日、研修生の出席状況その他必要な事項を「研修終了通知書」により研修所長から市町村長等に通知します。
- ・終了の認定は、研修総時間数（開講式・閉講式を除く。）の100分の75以上の出席を基準として認定します。
ただし、講師養成研修については、100分の85以上となります。後日、講師養成研修の終了者には、研修担当課を経由して「修了書」を交付します。

15 研修所の所在地は

水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階

*研修担当は市町村研修課です。

TEL : 029-303-1326

FAX : 029-233-1031

E-mail : jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp